

第3回
青森県原子力防災対策検討委員会議事録

平成23年12月9日（金）

青森県環境生活部原子力安全対策課

第3回青森県原子力防災対策検討委員会

平成23年12月9日（金）

13時00分から

青森国際ホテル3階 孔雀の間

出席者 青森県原子力防災対策検討委員会

片桐委員長、久松副委員長、田村委員、恒吉委員、床次委員
事務局

名古屋環境生活部長、八戸環境生活部次長、工藤原子力安全対策課長、石井原子力安全対策課総括副参事 田中防災消防課総括副参事他

- 議題（1）防災対策を重点的に充実すべき地域の見直しについて
（2）原子力防災対策の充実強化に向けた取組みについて
（3）その他

配付資料

資料1-1 原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方

資料1-2 県内原子力施設のPAZ・UPZのイメージ

資料2 「避難計画作成要領」の作成について（案）

資料3 青森県原子力発電所の原子力災害時における避難のあり方検討プロジェクトチームー中間とりまとめー

資料4 県地域防災計画（原子力編）修正に向けた論点整理

参考1 第2回検討委員会における主な意見等

参考2 第2回青森県原子力防災対策検討委員会議事録

参考3 主な意見等に対する検討の方向性（案）

午後 1時00分開会

○司会 定刻となりましたので、第3回青森県原子力防災対策検討委員会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます青森県環境生活部原子力安全対策課の三上と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

当委員会は公開となっております。御発言の内容は、議事録として記録することとしておりますのでよろしくお願い致します。

はじめに、名古屋環境生活部長より御挨拶を申し上げます。

○環境生活部長 委員の皆様には年末のお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

前回の防災対策検討委員会では、現地調査の概要、広域避難に際して留意すべき事項などについて御説明し、委員の皆様からは情報伝達や広域避難に係る事項、今後検討を進めていくうえでの重要な視点などにつきまして御意見をいただきました。

本日は、先日、原子力安全委員会で了承されました防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の見直しの概要の他、県が7月に設置しました青森県原子力発電所の原子力災害時における避難のあり方検討プロジェクトチームによる中間取りまとめの概要などについて御説明することとしてございます。

委員の皆様からの本日もまた忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが開会の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

○司会 本日は委員8名のうち、5名の方々に御出席いただいております。

議事に入ります前に本日の資料を確認させていただきます。お手元に資料を配付させていただいております。順を追って御確認をお願いいたします。配布資料といたしましては、議事次第、出席者名簿、席図、委員名簿、当委員会の設置要綱の他に、資料1-1として「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」、資料1-2として「県内原子力施設のPAZ・UPZのイメージ」、具体的には東北電力東通原子力発電所について掲載しております。資料2として「避難計画作成要領」の作成についての案」、続きまして資料3として「青森県原子力発電所の原子力災害時における避難のあり方検討プロジェクトチーム中間とりまとめ」、そして横長になりますが別冊としてその「概要」、続きまして資料4として「県地域防災計画原子力編修正に向けた論点整理」、参考資料に移りますが、参考1として「第2回検討委員会における主な意見等」、参考2として「第2回青森県原子力防災対策検討

委員会議事録」、参考3として「主な意見等に対する検討の方向性の案」、以上でございます。
資料の過不足はございませんでしょうか。

それではここからの議事進行は片桐委員長にお願いしたいと思います。片桐委員長、よろしくお願ひいたします。

○片桐委員長 はい、よろしくお願ひいたします。当検討委員会のスケジュールでは、今回は、事態の長期化とか広域化への対応ということが第3回のテーマとして掲げられておりましたが、前回の議論を踏まえまして、国におけるE P Zの見直しであるとか、県で検討されている避難計画作成要領、避難のあり方等について中間報告が取りまとめられているということで、それを御報告いただいて検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

それでは早速ですが、議事に入りしたいと思います。最初の議題としまして、防災対策を重点的に充実すべき地域の見直しについて、これに関しまして事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは資料1-1、1-2について御説明いたしたいと思います。座って説明させていただきます。資料番号1-1原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方についてでございますけれども、これは去る11月17日に開催されました原子力安全委員会です承されたものでございまして、その概要といたしましては、これまでのE P Z防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲に代えまして、急速に進展する事故等を考慮し、直ちに避難等を実施するなど、予防的な防護措置を準備する区域としてP A Z、環境モニタリング等の結果を踏まえ、避難、屋内退避及び安定ヨウ素剤の予防服用等の緊急時防護対策を準備する区域としてU P ZとしてI A E Aの考え方を導入したものでございます。P A Zの目安を概ね5km、U P Zの目安を概ね30kmとしてございます。

また、今回の福島事故では、放射性物質を含んだプルームが広範囲に拡散したということから、プルーム通過時の被ばくを考慮した防護対策についても検討が必要と言及しているというふうな内容になっております。

詳細に申し上げますと、1の防護対策を重点的に充実すべき地域の考え方について(1)として防護措置実施の考え方につきましては、これまでの考え方はE P Zの目安は十分に安全対策が講じられている原子力施設を対象に、あえて技術的に起こりえない事態を仮定して、さらに十分な余裕を持って示した。つまり、仮に事故が発生しても、その被害はE P Zの範囲内に収まるという考え方でもございましたけれども、この前提は今回の福島事故で崩れたということから、新たな考え方として緊急時に対し準備しておく地域にしたということでもございます。

(2) の防災対策を重点的に充実すべき事項につきましては、どのような対策を予め講じておくのかというふうなこと、或いは緊急事態にどのようなことを行うかということについて整理して記載してございます。

(3) の防災対策を重点的に充実すべき地域の内容につきましては、1) としてPAZにつきましては、EALを予め策定し、緊急時には住民に迅速に通報するシステムの確立が必要であること、それから自然災害にも頑健性を有し、自動でリアルタイムに測定しデータを伝達するような設備の設置などのモニタリング体制の整備が必要であることとしております。

2) のUPZにつきましては、OILは国が予め設定すること、そのための環境モニタリングを行う体制を整備することとしております。

(4) はプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置についてというふうなことになっております。

(5) の環境放射線モニタリングにつきましては、国が主体的に役割を担うこととしているというふうなことになっております。

2. 防災対策を重点的に充実すべき地域の当面のめやすについてというふうなことでございますけれども、これは今後、今回の事故調査が進展しまして、新たな知見が得られることを想定しております。また、新たな安全対策の技術を採用することにより、放射線の放出量も低減が期待される。これを踏まえ、目安は適宜見直すこととしているというふうなことになってございます。

3につきましては、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置についてというふうなことになっております。参考値として概ね50kmとしているというふうなことになっております。これは今後国において具体的な検討がなされるということになってございます。

4は留意事項についてでございます。ちなみにこのUPZの概ね30kmという範囲については、避難等の防護措置が一斉に実施される地域ということではなくて、実際に計測可能な指標等に基づいて意思決定がなされ、必要な地域から段階的に避難や屋内退避等の対策が取られるというふうなことでございます。同心円的に防護対策が取られるというふうなことではないというふうなことでございます。1-1の説明は以上でございます。

続きまして資料1-2について御説明します。この図は、ただいま御説明申し上げましたPAZ、UPZの考え方を東通原子力発電所に当てはめたイメージ図でございます。これによりますと、PAZ内の人口は約3,200人、それからUPZ内の人口が約73,000人となってございます。ちなみにこれまでのEPZ内の人口は、10km圏内で約8,500人となっております。EPZにかえてUPZになることによりまして、新たに野辺地町が防護対策を重点的に充実すべき地域に加わることになりました。資料1-2の説明については以上でございます。

○片桐委員長 はい、ありがとうございました。原子力安全委員会に報告されたE P Zの見直しの考え方と、東通原子力発電所を対象施設とした30km圏内、人口、世帯数等の御紹介がありました。先ほどの資料1-1には、御説明の中にありましたように、予め計画で整備、準備しておくべき事項であるとか、緊急事態への対応段階で必要な事項という項目も掲げられております。まさに検討委員会の場というものは、こういうことをより具体的に今後地域防災計画に反映するという観点から、より実効性のあるような形を作っていくというのが主旨であろうかと思っておりますので、今の御説明を伺って、新たな項目、もしくはそれをより具体的に実効性のあるものにするためにはどうしたらよいかという視点で御意見を賜ればありがたいなと思っております。これから質疑をしたいと思っておりますので、御意見等があればよろしくお願いたします。何かございませんでしょうか。

久松委員、どうぞ。

○久松委員 (5)の環境放射線モニタリングのところ、広域的な環境放射線モニタリングについて国が主体的に行うということになっておりますが、これ以外の肝心のUPZの中とか、この辺に関しては誰が行うということになっているのか、その辺情報お持ちでしょうか。これまで通りと考えてよろしいのでしょうか。

○片桐委員長 現時点での議論の状況であるとか、お考えをお示しいただければと思います。

○事務局 UPZの中の測定というものにつきましては、実測で判断するということですので、実測する機械を持ったものが測定するということなのですが、実際にどこがやるのか、例えば国、それから県、そういう自治体と国の役割分担というのがまだ明確には示されていません。これからやはり具体的なものが国から示されてくるのだろうとは思っています。

○片桐委員長 私のほうから一つ加えさせていただきますと、今、安全委員会のほうで検討されている防災指針をどうするかということで、モニタリングに関していえば、もう一つ別の指針がございますので、その見直しも当然かかるというふうに思われます。ただ、現実的には地方自治体が持っているポテンシャル、これまでやってきているモニタリング技術能力というものは当然生かしていかなければ、国だけでできるわけでもありませんので、そういう役割分担については指針の中であまり細かいところまで示されるかどうかわかりませんが、検討の枠内だというふうに思っておりますし、今、原子力安全庁の議論が報道等で流されているよう

な範囲の情報だけですけれど、モニタリングの司令塔機能というものも国できちんと設けるんだというふうに示されていますので、おのずとそこも含めて議論が進められるというふうに理解をしております。よろしいでしょうか。

他に何かございませんでしょうか。どんなご意見でも結構です。田村先生。

○田村委員 すみません、基本的な質問があるんですけど、この5km圏内、微妙に隣の町にかかっているような気もするんですけど、かからずにこの東通村でいいんですかね、東通村の範囲内という理解でよろしいのでしょうか。

○片桐委員長 地図上で若干かかっているように見えるのですが、これはいかがでしょうか。

○事務局 この図面で示したように、地図上では少しむつ市のほうに入っているような感じはございますけれども、下の表にあります通り、人口の、住民といたしますか、そういうところから見ますと東通村内の人だけが対象というような形になります。

○片桐委員長 はい、ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

UPZが30kmという、どちらかという距離の話題が出ていますが、先ほど私が申し上げました通り、より具体的に実効性が高いような計画を今後作っていくために何が必要かというようなことで、安全委員会が検討された資料がこういうふうになっているわけですが、これを踏まえて、これまでの御意見等ももう一度交わしていただいて、抜けがないか、もしくはもっとこういうふうにすべきではないかというお話しがあれば、御意見として賜りたいと思うのですがいかがでしょうか。よろしいですか。

では、最初の議題についてはこれで意見交換を終了したいと思います。

続きまして、原子力防災対策の充実強化に向けた取り組みのもう一つの項目であるわけですが、避難計画作成要領というものを作成されているということですので、事務局から御説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○事務局 資料番号2につきまして御説明したいと思います。避難計画作成要領の作成についてというふうなことでございます。これは前回御検討いただきました住民避難計画作成の際の広域避難に際して留意すべき事項等を踏まえまして作成したものでございまして、市町村が避難計画を作成する際の手引きに資するよう作成するものでございます。構成としましては、作成の趣旨、作成にあたっての検討事項、それから要領に定める事項及び留意点で構成してご

ございます。

まず最初に作成の趣旨でございますけれども、今般の福島原発事故を踏まえますと、住民避難はこれまでのE P Z、原子力発電所の場合は10kmでございますけれども、を超えた広域避難となったこと、それから原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域の考え方において、これまでのE P Zに代えまして直ちに避難を実施するなど、予防的防護措置を準備する区域としてP A Zと、環境モニタリング等の結果を踏まえ、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域としてU P Zの考えを踏まえまして、今後は原子力施設から30km圏外へ広域避難するということを念頭に避難対策を検討する必要があるとしております。

また、複合災害を想定し、時間的余裕のない中、速やかに避難誘導等を行うことが求められているというふうなこと、このことから万一に備えまして、住民等に対する避難指示の伝達、避難誘導等の主体となる市町村が避難の初動時に的確かつ迅速に避難対策が実施できるよう、市町村が避難計画を策定する際の手引きに資するよう作成するものとしております。

次の避難計画作成要領作成にあたっての検討事項というふうなことでございますけれども、これはP A Z、U P Zの範囲を先に説明しましたけれども、P A Z、U P Zの範囲が示されただけで、その運用につきましては国において検討されていることとされております。また、オフサイトセンターのあり方についての検討につきましても同じというふうに考えております。それまでの間は、これまでの対応と同じと考えられることから、1の避難実施の流れというふうなことで、災害が発生した場合、市町村をはじめとする各機関は、オフサイトセンターに参集しまして、原子力防災対策の検討を行うこととなります。

原子力緊急事態宣言が発令されますと、オフサイトセンター内に合同対策協議会が組織され、避難に関する措置の実施に向けた検討が行われ、避難指示に向けた具体的な項目についての調整を市町村と行うこととなるというふうなことでございます。

2番目として、複合災害を想定した場合の対応というふうなことで、複合災害の場合は、県及び市町村は地震、津波対策のためオフサイトセンターに活動要員を派遣することが困難になることが想定されることから、オフサイトセンター及び原子力災害対策本部間の連絡が確保できる体制を維持することが重要であるというふうなことにしてございます。

3つめとして、P A Z、U P Z設定後の対応でございます。P A Z圏内の住民等は、緊急事態発生時に速やかに避難することが必要となります。そのことから予め避難先、避難経路、避難手段、住民等への情報共有が必要となります。U P Z圏内の住民等は、環境モニタリング等の実測値に基づいて判断されることとなりますので、避難対象区域ごとの避難先、避難経路、避難手段、住民等への情報伝達のあり方などについて、P A Zの場合と同じく、避難計画に位置付けるなどの地域住民との情報共有が必要となるというふうなことにしてございます。

※印ですけれども、現在国において検討されている考え方としまして、PAZにつきましては、緊急事態区分に基づき、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置を準備する区域でありまして、今後、緊急事態区分、これは現行の原災法10条、15条事象に相当するものでありますけれども、これを国において検討しまして、それを決定するための判断基準、EAL、これは緊急活動レベルというふうな形になりますけれども、これを事業者が決めることとしてございます。予めEALを策定しまして、万一の際は、このEALに基づいて緊急事態区分を事業者が判断しまして、住民等への迅速な情報連絡システムが構築される必要があるというふうなこととしてございます。

UPZにつきましては、環境モニタリング等の結果を踏まえた判断基準、これはOIL運用上の介入レベルと申します。このOILとEAL等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域でありまして、OILは国が予め策定することとしております。

今後、PAZ、UPZを踏まえた避難の具体的な意思決定手続きにつきまして検討が進められ、具体的な基準等が示された時点で改めて整理する必要があるかというふうに考えてございます。

3点目としまして、避難計画作成要領に定める事項及び留意点というふうなことでございます。その定める事項として1つめとして避難指示の内容、2つめとして避難に際して伝達すべき事項、これは具体的には事故の状況であるとか、住民がとるべき対応、今後の進展予測等について想定してございます。3つめとして避難の概要、これは避難対象地域、避難先、避難方法、避難開始時期などを想定してございます。

留意点としましては、避難先での地域コミュニティを考慮した避難実施単位とすること。具体的には、避難が必要な地域の住所を明示するとともに、地域の実情に応じた適切な実施単位を記載する。避難先の住所及び施設名を具体的に記載するというふうなことでございます。

4つめとしまして関係機関の状況、これは公共交通機関の状況でありますとか、交通規制状況、それから立入制限情報、治安確保対策情報などを想定してございます。

5つめとして避難者数、これは避難単位ごと、それから地区名、避難者数、災害時要援護者数などを想定しております。

6つめとして一時集合場所、避難施設、これは避難先地域、避難先施設、避難先住所、施設、連絡先などを想定してございます。留意点といたしましては、避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。課題としましては、広域避難を前提とした広域的な応援体制の構築が必要であること、予め避難先については、避難先市町村と調整を行うことが必要と考えております。また、その避難先での救護所の設置であるとか、スクリーニング体制の確保のための調整が必

要であるというふうなことで認識してございます。

7つめとして避難手段、これは鉄道、バス、船舶、自家用車の別などでございます。留意点としましては、バス等による集団避難を前提として実施します。但し、自家用自動車による避難については、別途検討が必要であるというふうに、課題と認識してございます。

8番目として避難経路、これは使用する道路名であるとか、交通規制情報などを想定しております。留意点といたしましては、集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を具体的に記載することとしております。

9つめとして避難誘導方法、これは避難施設への避難方法、災害時要援護者の避難方法などです。留意点といたしまして、病院入院者、福祉施設入所者などの災害時要援護者等自ら避難することが困難な者の避難誘導を迅速に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。それから原子力災害の場合、特に子どもへの影響が大きいことから、子どもへの対応を記載する。それから帰宅困難者、旅行者への対応方法についても記載するというふうなことにしております。

10番目といたしまして対応要員の配置計画についてというふうなことにしております。配置場所であるとか人数などを想定しております。留意点といたしましては、避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市町村職員をはじめ対応要員の配置及び担当業務等を明示するとともに、その連絡先等を記載する。それから、避難生活が長期化することも想定しまして、交替体制を考慮して動員計画を作成することとしてございます。

11番目として残留者への対応というふうなことで、確認方法であるとか確認後の措置、確認終了時間などを想定しております。留意点といたしましては、避難対象地域に残留者がいないよう、残留者の確認方法を記載する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中の避難者リストを作成するというふうなことでございます。

12番として避難誘導時の食料の支給、これは支給場所であるとか時間を想定しております。

13番目として避難時の留意事項としまして住民への伝達事項、留意点としては、避難の長期化が考えられるものの、避難住民の誘導を円滑に実施できるよう貴重品など必要最小限の携行品、被ばくを避けるための服装について記載しております。例といたしましては、避難所では生活必需品の支給があることなど、それから服装は上着、帽子、マスクをつけ、皮膚の露出を避けることなどを想定しております。

14番目は誘導に対しての留意事項、15番目は緊急時連絡先としております。説明については以上でございます。

○片桐委員長 はい、ありがとうございました。避難計画作成要領の作成についてというこ

とで、これは県が今後市町村と打ち合わせをして、具体的にそれぞれの市町村が計画を組むときに必要な項目ということで整理をいただいた、その中身の御紹介だったのですが、市町村レベルで実際に計画を組むときに、これだけはきちんと考慮しておかなくてはいけないよということで項目を掲げられておりますけれど、こういった項目のさらに留意点をもっと必要であろうとか、抜けた項目がないかとかということも併せて質疑いただければと思います。特に、前回の委員会でいろいろと御意見があった情報の伝達のあり方、今回は2ページ目の3に住民への情報伝達のあり方ということが掲げられておりますので、それはそれできちんとした項目として具体的にどういうふうなルートで、誰がその間に介在して情報が流れていくのかということと、それが理解されるように市町村には伝えられると思うのですが、それらも含めて皆様から御質問、御意見等いただければと思います。

○久松委員 前回の委員会でも多少話題にしたのですが、避難する際の避難して行かれる住民の方々の被ばくモニタリングというのがここにはないのですが、これは県から市町村にお願いするような要領ということで抜かれてあるのか、その辺はどうなのでしょうね。それとも環境モニタリングの中で一括して読んでしまうということであるのか、ただ、たぶん避難している最中の住民の方の被ばく線量というのは、避難している方々にとっては非常に知りたい項目ではないかと思うのですね。その辺の配慮を入れなくてもよいのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○片桐委員長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局 前回も御意見をいただきましたけれど、確かに避難している最中の被ばく情報とか、放射線の情報というのは、避難される住民にとって大変気になる情報でございますし、もしその情報がきちんとわかれば安心していただけるような情報、安心情報ということもありますので、できるだけやはりそういう情報はあるようにしたいと思います。ただ、この避難計画作成要領の段階で、そこまで今のところ明言できていません。少なくともモニタリングのほうでは当然そこは対応するような形にはしたいと思いますが、この避難計画の中でそこまで書くかどうかということは明言できませんので、そこは抜かしたような状況になってございます。

○片桐委員長 大事なことだと思いますので、今後検討項目の中には、そういうことをイメージされて議論していただければということでもよろしいでしょうか。

○久松委員 私もこれは環境モニタリングの方だと、少し迷ったところもありましたので、今のお話しを留意させていただければそれで結構でございます。

○片桐委員長 はい、ありがとうございました。他に何かございますか。

○恒吉委員 久松先生と同じ意見を持っております。1回目のこの委員会の中で、複合災害を取り入れるのかどうかという御質問をしたような気がしております、そのときには自然災害とかそういうものは考えていないというような御発言がございました。その観点から見ると、今回の避難作成要領を見ますと、複合災害が、という形で明記されてございますが、複合災害となると非常にBCPの問題とかいろいろ考えないといけないというところがあって、この要領は市町村を対象に書かれたような気がします。従いまして、今、久松先生が言われた環境モニタリング、被ばく測定とか、そういったものを全体を含めた形で、県と市町村が一体となったような避難計画作成要領を作成できればいいのではないかと考えます。

○片桐委員長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局 県と市町村が一体となった避難計画と御指摘がございましたけれども、実際その避難する避難元の市町村では、全て基礎的な情報というのは地元の市町村がお持ちでございますので、基本的には地元の市町村に最終的な避難計画を作っていただく。ただ、その避難計画を作成するうえで留意点というのは、明らかにこういう形で県のほうで示して、そこに例えばひな形みたいなところまで作っておきたい。そのひな形に対して市町村が具体的なもの、例えば地区とか人数とか人員とか、そういうものを当てはめていけば避難計画ができるような形のところまでできるだけもっていきたいと考えてございます。

○片桐委員長 恒吉委員、よろしいでしょうか。

○恒吉委員 住民の避難対策については、市町村の方が主体となってやるべきことだと、それはおっしゃるとおりかなと思います。その時に、避難をさせる時に、まず避難をさせる主体となる市町村の職員とか、そういう方がどういう具合に参集できるかとか、或いは施設が保持できるかどうかとか、そういったことも併せて考えておく必要があるのかなと私は思いました。今、御説明がありましたように、市町村の方が主導となるということは理解できます。

○片桐委員長 今最後に言っていただきましたように、役割分担として市町村の役割の部分で、そこがきちんと機能しないと住民の方に避難していただくことはできないと思うのですね。ただ、県が全く関係なくて、それは市町村の問題だよと言っているわけではなくて、それは当然連携を図ってやる部分は出てくると思いますし、計画を組むにあたっては市町村でこういうことを配慮していただきたいということで整理をしていただいていると思いますので、むしろ市町村が実際に組まなくてはいけないという立場にある、その時に配慮しなくてはいけない事項をより具体的に言ってほしいということであれば、それはそれで我々もきちんとコメントしなくてはいけないですし、県もそういうところを伝えていく責任があるのだらうと思います。役割分担でそこは整理されているという理解でおりますので、続いて田村先生。

○田村委員 今の議論に関連してなのですが、今国でも盛んに言われ始めているのが、いわゆる広域災害であったり、複合災害、複合災害というのは宿題が難しくなるというイメージですね。広域災害というのはいわゆる複数にまたがっていくということだと思っておりますが、いわゆる今回、県をまたがるような災害が発生したときに、県同士で何とかしなさいと国が言わざるを得ないのが今までの仕組みでありましたので、それで実施したことによっていろいろと不都合がでてきた。なので、国の方は、もしかすると今後、今話し合われている議論の中で県をまたいで災害が発生する場合はもう少し国の役割を明確化して、国がもうちょっとイニシアチブをとるような格好にしていこうというような御意見も多いですし、そうなるのではないかと私は感じているところです。となると、やはり市を超えて災害が起こった時は、やはり県がイニシアチブを取らざるを得ないと思うのですね。今いろんな委員がおっしゃったことというのはそういうことなのかなと思います。なので、もちろん平時、各市町村が避難計画を立てるとするのは非常に必要で、まず考えていただくというのは必要なのですが、もしかすると市同士とか町同士で利害が対立する場合もありますよね。同じルートを逃げようとしているかもしれない。じゃあやはり調整するために一緒のテーブルについて避難計画というのを考えられるようなものが必要ですし、それに則ってガイドラインを書かないとちょっと順序としてはよくないのかなと感じるところなのですが、いかがでしょうか。

○片桐委員長 今お話しいただいたことは、説明をいただいた後に私も質問させていただいたのですが、要はこれをもって県が市町村とどういうふうに整理を今後やっていくのかと、そこが一番お聞きしたかったことなのですが、今まさに田村委員がおっしゃったことだと思いますので、きちんとクリアに御説明いただければと思います。

○事務局 ご意見ありがとうございます。我々今実際に考えておりますのは、避難計画作成要領にありますけれども、避難先、避難元というふうな分け方もしてございます。避難先の実際の施設というものも考えなくてはいけない。おっしゃるとおり30kmということになりますと、当然のことながら、市町村をまたいで避難という形になりますので、我々が今考えておりますのは、この作成要領と並行いたしまして県内の市町村さんに御照会して、予め避難元と避難先の市町村の枠組みみたいなものを予め調整する必要があるということで、それはもちろん我々県の責務としてやりたいと思っております。避難するにしても福島の場合を見ますと、やはり地域のコミュニティを生かした避難というものを考えていかなければいけないということも含めて考えていきたいと思っております。

○田村委員 よい試みだと思っております。それともう一つ加えて、具体的に足りなくなるのは資源だと思っております。今おっしゃった避難先もそうですし、例えばバスをチャーターしようと思ったら、バス会社さんなんて限られていると思っております。たぶん取り合いになって、目の利く市町村が得なのかというのもまた違うかなと思っておりますので、資源配分についてもぜひ県のほうで、協会さんなんかおありになるでしょうから、イニシアチブをとって整理いただくと非常によいかなと思った次第です。

○片桐委員長 今回の資源の話は、次のテーマである避難のあり方の検討プロジェクトチームの中の議論も入っていると思っておりますので、またそこで説明をいただければと思います。その他に何か。

○床次委員 14番の誘導に際して留意事項職員用ということで、ここは特に記載がないのですが、まさにこの部分は今回非常に重要なポイントであるかなと思っております。というのは、私は浪江町の委員もやっています、先週町長さんとか関係者の方とお話ししました。福島県浪江町の避難が、前もお話ししたかもしれませんが、子どもたち含めて線量の高いところに避難しているんですね。そういうことを考えますと、避難誘導者である市町村の職員が、やはり先ほど久松先生もおっしゃっていましたが、ある程度の装備を持って、現場の線量をきちんと把握しておく、現場の判断というのは非常に緊急時の場合は重要でして、指示待ちというのは非常に長く感じます。ですので、現場の方に、職員の方に、そういった装備を持たせて、判断のできるようにする仕組みがあってもいいのではないかと思います。以上です。

○片桐委員長 市町村の職員だけではなくて、その他の防災関係者も含めてやはり被ばく防護というのは大事であって、そういう仕事をやらざるを得ないという中でリスクを持って当たり前にやりなさいというのは、いくら何でも仕組みとしてはよろしくないなと思いますので、ここはやはり委員からありましたように、できるだけきちんと注意しなくてはいけない項目を具体的に書いて、市町村レベルでも自分がそういう役を担わなくてはいけない時に、まず何を知っておかなくてはいけないのか、なおかつ市町村レベルでも全体としてどういうことを配慮するんだ、そのために資源をどうするのかということを検討できるようにしておくということはものすごく重要かと思います。私の方から勝手に話しましたが、事務局としてお考えがあれば。

○事務局 この辺の作成要領の中身についてはまだ検討段階ということで、先ほど委員長の方からご紹介がありましたとおり、この中に項目として抜けがないのかとか、この中でやはり留意する事項としてこういうことも必要だよということでアドバイスとか御意見とかいただければありがたいなと思っています。

○田村委員 9番のところなのですが、たぶん要援護者をまず考える時に、まずぜひ分けていただきたいのが、施設ということと、在宅ということで、たぶん2つに分けていただくのがいわゆる業界的にはいいのかなと。施設のことはお書きいただいています。ただ在宅のことが少しないかなということ、それから施設、在宅ともに、支援者とともに避難をさせないと、その人たちをバスにぼっと乗せてきよならというのでは絶対にだめなので、支援者とパックで移動していただくような工夫ということの一つをお書きいただくとよいのかなと思うところです。

○片桐委員長 はい、ありがとうございます。非常にやはり重要なことだと思います。事務局もおそらくお考えだと思いますけれど、もし何かさらに付け加えるべきことがあれば、御発言いただければと思います。

○事務局 支援者の数をどれだけ確保するとかということもちよっと我々今悩むというか、それだけ確保できるのかということも含めまして、やはり市町村さんとも相談していきながら、どういう動員計画なりを立てるのかということも相談していかなくてはいけないと考えております。

○片桐委員長 はい、その他に何かございますか。

○恒吉委員 今の在宅の援護者の話ですけれども、かなりこの在宅の援護を必要とする人を掴むというのは難しいのではないかと思います。地元では民生委員の方とかいらっしゃるようですが、その方たちの活用というのは非常に重要だと思われます。こういった方たちへの作成要領についての周知とか、そういうことについても御留意いただければいいのではないかと思います。

○片桐委員長 はい、ありがとうございます。いわゆる共助という考え方が原子力災害であっても避難に関していうと、相当な部分で同じような内容かなと思われますので。

○事務局 今に関連しまして、災害時要援護者につきましては、一般災害でも災害時要援護者の避難支援計画プランというのを一応作成するようというふうな形では進められているのですが、なかなかどの市町村も進んでいないという状況なので、その部分をクリアしなければいけないというふうには理解しております。

○片桐委員長 忘れてはいけないことだということで強調されたのだと思いますので、ぜひとも具体的な計画に反映していただければと思います。

○田村委員 恒吉委員が言われたことはすごく重要なことで、たぶんおっしゃったのは、民生委員を事例にしておっしゃったのですが、いわゆるこの要領の中にこれを周知するとか、教育するとか、啓発の部分も書かれたほうがいいのではないかとたぶんおっしゃったと思うので、それはぜひ賛成です。

○恒吉委員 先程の14番の職員用の誘導のところに、たぶん防護対策でどうすべきかというところで、十分な教育、訓練をすべきだというようなところもぜひ必要だと思いますので、その辺も御検討していただければよいのかなと思います。

○片桐委員長 はい、よろしいでしょうか。最後にちょっとだけお願いがございます。先ほどもでてきた複合災害を想定した対応ということに関連して、やはり実際問題、具体的にそれぞれの災害対策本部がきちんと活動できないと住民に避難してもらおうということとはできないですね。そういう意味では、実際に形として役割が果たせるような環境を作る、その時に条件がかなり厳しい条件で複合災害はスタートラインになりますので、それはあまりこの絵に画いた

餅で、かつこよく何でもできますではなくて、本当にこういう環境しかない、ここを想定としてスタートするのでどうしたらいいのかということをもまず市町村の関係の方々とよく議論をして、具体的な実効性のあるようなプランニングをしていただければと思います。

まだまだ御意見あるかと思いますが、次に進めさせていただきたいと思います。それではもう一つ同じく原子力防災対策の充実強化に向けた取り組みについてということで、先ほどちょっとお話しができましたが、原子力発電所の原子力災害時における避難のあり方検討プロジェクトチームで中間報告が取りまとめられているということですので、その御報告をしていただきたいと思います。お願いします。

○事務局 県の総務部の防災消防課の田中と申します。よろしく申し上げます。横置きのパワーポイントで作っております中間取りまとめ概要というものをご覧いただければと思います。ざっと御説明を申し上げますと、まずそのプロジェクトチームというものについて、その設置趣旨ということで、県地域防災計画原子力編の修正に向けて、こちらの原子力防災対策検討委員会での議論に資するように特命的に時限を区切って設置しまして、当然ながら福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、県内の原子力発電所に関して、災害時の避難のあり方について、特に原発が立地しているところ、ここでは現在建設が停止しているところも含めまして大間と東通を念頭におきまして、下北地域の沿岸部の地形をはじめとした地域の特性を踏まえて避難経路ですとか、避難方法を中心に検討しているというものでございます。組織的には県行政改革危機管理監が主催する形で、庁内の各課、関係市町村、警察、消防、自衛隊、海保で構成しております。

2の検討に当たっての前提条件ということでございますが、まず複合災害、大規模な地震、津波発生に伴い発電所の事故が複合的に発生することを想定、加えまして当然道路というところが念頭にございまして、冬期通行ができないところもございしますので、より厳しい条件として冬期間に発生することも念頭に置いている。ここでは福島第一原子力発電所における事故の初期の対応を参考にする。福島への対応の是非については別途の問題としておりますけれども、初期の対応を参考にするということで、ただ、個別具体的な災害、事故想定は行っておりません。先ほどからお話しがでております広域避難の関係、広域避難先というのはおそらく具体的には今後調整する必要があるのだろうと思いますけれども、ここでは大間に関してはむつ市、東通に関しては南の方、青森市方面ということで想定している。ただ、当然ながら事故の規模によっては広域避難先を変更する必要性が生じてくるということも頭の片隅に入れておく必要があるだろう。このPTではこれまで4回会議を開いておりまして、2回現地調査をしまして、実際の避難所、全部まわるのは不可能ですけど、それぞれ市町村の方でいろいろ孤立する可

能性があるところですかをあげていただいで見に行っている。今後としては2回程度会議を開催して、来年1月中に最終的な取りまとめができればなど、それを改めてまた御説明させていただければと考えております。

1枚目の右側のイメージ図ですけれども、ちょっと用語の使い方が違うところがあるかもしれませんが、まず収容地区、最寄りの地区といいますか、そこから津波がくるだろうということで一時的に避難をしなければいけない。高台に行かないといけない。地区ごとの最寄りの避難所から原子力災害が起これば広域避難をしなければいけないと、そこを一旦家に戻るかどうかというところはあるかと思うのですが、イメージとしてはこのような形を想定している。

続きましてめくっていただきまして、2ページ目でございます。まずその下北地域がどういう特徴を持っているかということで、これも避難のことを考えれば道路事情が中心になると思うのですが、一応地図上(1)各市町村の人口ということで、大間、東通、それぞれ3km、5km、10km、20km、30kmと円を描きまして、市町村の方からそれぞれ人口をお伺いして下の表に記載しております。大間の発電所ですと大間町は5kmに人口が全部入ってしまう。風間浦の場合ですと20kmまで、佐井であれば30kmまで入ってしまう。むつ市のほうですと20km、30kmのところでは人口のだいたい15%程度くらいが入ってしまう。一方、東通の方ですと、むつ市は10km、20km、30kmのところでは8割くらいの人口が入ってしまう。東通ですと全て人口がこの30kmまでに入ってしまうという状況。

右側の(2)でございますけれども、大間、風間浦、佐井ということで書いてございますけれども、カラーの道路地図をご覧になりながらイメージしていただければと思いますが、大間の発電所から半径10km圏内に位置している北通り地区の住民の避難ルートとしましては、幹線道路の国道279号と338号というものがございます。ただ、こちらについては、海岸線沿いの低地に位置しているということで、今回の震災ではそこまでの津波の高さではなかったですけど、福島のような高い津波がきた場合には道路の寸断ですとか、交通規制というものがかかりますので、完全に通行できなくなるため孤立することが考えられる。その場合の迂回路としては県道薬研佐井線ですとか川内佐井線、半島の内陸部を通っていくような道路が想定されますけれども、狭隘箇所ですとか未舗装区間がある。加えて、県道長後川内線以外は冬期間は通行止めというような状況。

(3)むつ市、東通村、東通原発を念頭に置いていますけれども、こちらの方も同じく国道279号と338号というものがございます。何れも発電所から半径10km圏内を通過している。交通規制により通行禁止になることも予想されます。同様に地震、津波により道路の寸断の可能性ですとか、様々考えられますので、最悪の場合といいますか、下北半島北部が陸の孤島となる可

能性も考えられる。

(4) 最寄りの避難所と最寄りの避難所までの避難経路、まず津波がきた場合には高いところに逃げないといけないということで、これまでPTで行いました現地調査を踏まえて、それぞれの地区ごとの課題ですとかを市町村の方から洗い出していただいて、認識を共有する。さらにまた広域避難、後ろの方とも関係してきますけれども、広域的に避難をするとなった場合に、陸だけでは無理かもしれないので、空、海を使わなければいけないとなった時の臨時のヘリポートとなり得るような施設ですとか、漁港、港湾の施設についてもあわせて確認をしております。

続きまして3ページでございますが、実際のその避難経路、頭の整理としまして、いきなり複合災害、何も手段がありませんというようなことをするとちょっと頭の中も困難するかなということで、(1) としまして単独災害の場合、(2) 複合災害の場合としています。基本的に単独災害の場合、陸路による避難が基本、ただ実際問題、あらゆる手段を使って避難させるといことが考えられますけれども、陸路による避難を考えた場合ですと大間の場合、発電所立地地点より東側の住民ですと国道279号、立地地点より南側の住民であれば338号、その他県道を使ってむつ市方面です。風間浦ですと国道279号ですとか薬研易国間線を経由してむつ市方面に避難、佐井村ですと338号や県道薬研佐井線、川内佐井線、長後川内線によりむつ市方面に避難、東通原発の場合ですと、むつ市の場合であれば発電所立地地点より南側の住民であれば279号により横浜町、野辺地方面、立地地点より北側の住民は279号を使いまして西側、北通地区方面或いは338号により西通地区方面に避難をしていく。279号のむつ市以北が通行不能の場合には338号ですとか、半島の中を通っている県道なりを使って西側に避難する。東通村の場合ですと立地地点より南側の住民は338号により六ヶ所、三沢方面、立地地点より北側の住民であれば338号ですとか、様々な県道を使いましてむつ市、または北通地区の方に避難するといことが考えられる。

(2) 大規模な地震、津波とあわせて発生した場合には幹線道路が通行不能になることが考えられるという状況を念頭に置きながら、すぐさま大規模な住民避難となることを考えれば、陸路による避難というのが基本的には現実的なのかな。しかしながらということで、当然、空、空路、海路による避難もあわせて考えていく必要があるだろうということで、(1) (2)、大間の場合、東通の場合、それぞれについて小、中のグランドを臨時のヘリポートとして活用して空路による避難、海路による避難が警報が解除された後になるかと思っておりますけれども、可能な場合にはそれぞれ使用可能な港湾、漁港を記載しております。

続きまして4ページをご覧くださいいただければと思います。実際に空と海を使って避難するとしても、自衛隊ですとか海保ですとか、いわゆる防災関係機関といわれるところの協力を得てとい

うこととなりますが、その輸送能力というのが如何ほどのものが考えられるかということで、まず（１）基本的な認識としまして、それぞれヘリですとか船舶を活用した避難というのは、ヘリでいえば有視界飛行になりますので、気象条件ですとか輸送能力、１回に輸送できる量というのは陸路に比べれば限定的だろう、輸送能力等の面で一定の制約がある。あわせまして災害時には本県で活動できる船舶等の数というのは全国的な活動状況により変動するという事で、何もない平時から輸送能力を数値化して、確定的に把握するというのはちょっと一定の限界があるだろう。しかしながら、万が一に備えまして、平時から関係機関の間で認識を共有していくことは重要だろう。

（２）輸送能力のイメージということで、どんなもんかということを描むために仮定を置いて機械的に計算した場合①②、空の場合ですと航空自衛隊の三沢基地CH-47Jというものがございませけれども、これは最大55人乗りというものでございませけれども、いろいろ手荷物等考えられるということで30人と設定しております。これが大間、むつ間を1日9時間3機が輸送活動を行うとした場合ですと1日あたり1,080人程度、一方、海の場合、海上自衛隊大湊地方隊の基地がございませるので、そこの護衛艦と考えた場合に、そちらの方はヘリに比べれば当然輸送能力は大きいということで400から600人程度、こちらも保有数というのは状況により増減するという事も踏まえまして仮定計算ということで、大間、むつの間1日2往復3隻で輸送活動を行うとした場合であれば2,300人から3,600人程度輸送できるというような状況でございませ。

右側6. 福島第一原子力発電所の事故の初期対応を当てはめた場合ということで、こちらも時系列的な対応のイメージを描むためにということで、今回の震災での津波警報等の発表状況と重ね合わせて見てみましょうということでございませ。※印が3つございませけれども、繰り返しになりますが、福島への対応の是非については別問題。繰り返しになりますが、道路は警報発表時から概ね速やかに県又は警察本部による交通規制がかかるということで通行止め。警報が解除され次第順次解除されるというような状況。海保の方では、港則法に基づきまして津波注意報発表時というのは第一体制というのをとりまして、避難準備の勧告をする。警報発表時というのは第二体制ということで避難を勧告するというような形になっております。

真ん中の横置きの時系列の図をご覧いただければと思いますけれども、オレンジの方が避難区域の設定、福島の場合、3km、10km、20km。下の青いほうが津波警報等の発表ということで、太平洋沿岸、日本海沿岸、陸奥湾。こちらの警報のピンク、紫、黄色とございませけれども、ピンクが津波警報、紫がいわゆる大津波警報、黄色が注意報。注意報になれば道路の規制は解除されるということで、これを照らし合わせて考えた場合に、半径3km圏内を避難区域に設定しましたとなった場合には、赤い丸で18時間と書いてありますところ、避難区域設定から18時

間後までに避難をほぼ完了させるといった場合、この太平洋沿岸の方では警報発表です、発表中ですということですので、国道279号ですとか国道338号というのは交通規制がかかっているだろうということで、特に大間の場合ですとちょっと陸路による避難だけでは厳しい、難しい。更に半径10kmの避難区域の場合ですと、ちょっといろいろ公表資料ですとか調べてみたのですが、いつ避難が完了したのかというのがちょっと探せなかったので、ちょっととびまして20km圏内の場合ということで考えますと、福島のはきは概ね65時間くらいで避難完了している。これを津波警報の発表と照らした場合ですと、避難のための時間として概ね53時間くらい考えられるのではないかと。陸路による避難が可能であれば、半径3km圏内の避難と比べて時間的な余裕はあるというような状況になってございます。

最後5ページでございますけれども、避難にあたっての基本的な考え方と今後の避難所や避難経路の整備等の方向性ということで、頭の整理としまして、直ちに災害はいつ起こってもおかしくないといえますか、万が一起きた場合に備えて、どう避難するかという話がある一方で、ある程度の期間をかけて取り組んでいくような話があるだろうということで、ある期間をかけて取り組んでいく話というのはやはり避難経路の整備というところが必要になってくるんじゃないかと考えております。基本的な考え方ということで、繰り返しになりますが、単独、複合いずれの場合であったとしても大規模な住民避難となることを考えれば、陸路による避難を基本として、あとは空路と海路をあわせて総合的に考えていく必要があるだろう。

(2) 今後の避難所や避難路の整備等の方向性ということで、少し長い目で見ると、長い目とはどの程度ということもあるのですが、まずその最寄りの避難所への一時避難ということ、こちらはどちらかというところと津波を意識しているところとでございますけれども、今回の震災を踏まえまして、県において津波浸水予測図というのを新たに作成することとしておりますので、そういうものですか、沿岸部のそれぞれの地区ごとの地形の特性を踏まえて別途新たに避難所を指定する必要があるところは避難をするなどの措置を講じる必要があるだろう。最寄りの避難所での滞在時間などを考慮して、物資の備蓄ですとか外部との連絡手段を確保しなければいけないということもございますので、必要な無線通信設備ですとか衛星携帯電話ですとか非常用発電機等を設置する必要があるだろう。これにつきましては、市町村の方でも既にそういう取り組み、避難所の機能強化といえますか、そういう取り組みを進めているところがあるという状況でございます。

続きまして最寄りの避難所までの避難経路ということで、新たに避難路ですとか避難階段、高台に登る手段がないようなところがあれば、そういう避難階段を設置するだとか、短期間で整備が可能で必要な箇所を整理して役割分担を設定して、計画的に整備を進める必要があるだろう。これについては市町村と今後意見照会しながら検討、整理していきたいと考えており

ます。

右側②最寄りの避難所からの広域避難と言った時に、ア)とイ)をたててございますけれども、まずア)の方としまして、新たに集落間を連絡するような効果的な避難路というようなものも短期間で整備が可能であれば、整理して役割分担を設定して整備を進めていく必要があるだろう。これも今後検討、整理をしていければ。イ)の方の新たな避難路となる幹線道路の整備については、半島全体を考えた迅速な避難ということを念頭に置きながら、例えば以下の点を踏まえつつ規模に応じて短期、中期、長期の課題として具体的に整理できればと考えております。

避難方法としまして、先ほどの避難作成要領のところでも出てきているところではございますけれども、バスにするのか自家用車にするのかというところは、なかなか整理が難しいのかなと考えております。今回の地震を踏まえた内閣府の専門調査会の報告でも、原則徒歩避難ということになっておりますけれども、地域の事情に応じて自家用車を活用することもいいのではないかという形で、なかなか具体のステージに当てはめると難しいなというところはあるのですが、そのような形で、いずれにせよ、いざというときのために一定のルール化というのは必要なだろう。

イ)としまして、陸路での避難が困難になるような地域、あと半径3km圏内の住民ということで、そういうものについては迅速な避難ができるように、あらゆる手段を活用して重点的に行う必要があるのではないかと考えております。

続きまして参考資料としておりますのが、新たに集落間を連絡するような効果的な避難路の検討イメージとしております。なかなか具体的に整理しきるのは難しいのかなと考えておりますけれども、今後の避難路を整備するという一つの方向性として、今ある林道、村道、農道を繋ぐような形で原発から離れるような形で何らかの避難路として今後検討、整理できればと考えております。このイメージ図は風間浦の方で作成していただいたものでございまして、実線の部分というのが今あるところで、赤い点線のところがここを繋げればいかなというところ。いずれにせよ、短期間でできるものなのか、どうなのかというところも見ていかないといけないものなので、この中で整理しきれるかどうかというのは、ちょっとわからないところがあるのですが、いずれにせよ、こういうイメージを考えている。

続きまして参考資料2ということで、関係機関から今後県の地域防災計画の修正にあたっては検討する必要があるという意見があった事項ということで、このPTの中では新たなPAZですとかUPZというところは具体的に検討はしていないところでして、まずはその逃げるルートがあるかどうかというところに着目しているということでございまして、原子力安全委員会の考え方を踏まえた避難等の対応のあり方ですとか、これはおそらく内容的にいけば市町

村において避難計画を作成する際の作成要領とかに繋がるようなものなのかなとも考えていますけれども、避難方法の決定要領ですとか、連絡要領、誘導要領、公共交通機関の活用要領、先ほどの話と被りますけれども災害時要援護者、患者等の輸送ですとか、自治体で持っている輸送能力ですとか、さらに被ばくされた方への対応ということでスクリーニングポイントですとか、除染所の設置ですとか、さらに自衛隊に活動の協力依頼をするのであれば、当然することになるとは思いますが、活動拠点としての活用可能な施設といったものも整理していかないといけないというような御意見をいただいているところでございます。雑ぱくではございますけれども、PTの説明としては以上でございます。

○片桐委員長 はい、ありがとうございました。このプロジェクトチームは、当委員会の検討に資するというところで時限的に作られているということなのですが、中間的に取りまとめをしていただいたということですので、今後の議論にさらにこういう点も深めてほしいとか、今のままではグレーでわからないだとか、そういう御意見を中心にいただければと思います。先ほど田村委員からも資源をどういうふうを活用するのかということ、私も非常に気になるところで、こういう計画自体はオペレーションとして動かないと全く意味をなさないだろうと思いますので、そういう点での御質問、御意見等があればお願いをしたいと思います。何かございますでしょうか。どうぞ、田村委員。

○田村委員 非常にいろいろなことに配慮いただいて、おまとめいただいて、すごく皆さん方で議論を始めたり、いざ、万が一、明日にでも起こったら、これで活用できるのかなと思う計画案だというふうに思っております。ただやはり、非常にいろいろな要因があって難しいなというのを実感しているところです。

一つ外力の整理というのがいるかなと思うのですが、皆さん方にしたらたぶん当たり前のことだと思うのですが、ホームページを今見せていただいたところ3つの地震が想定されていて、太平洋側と日本海側と中心部の直下型というのがあるということで、直下型自体はあまり直接影響がないのかなというようにところが書いてありました。もちろん原子力災害自体は、自然災害のみによって起こるわけではないのですが、特に大間と東通と両方がということになると、やはり災害みたいなものが一番イメージしやすいのかなと思ってお話しをさせていただくと、一つ気になるところが、津波の想定を今後見直させるということもあるのですが、東通と大間と両方やられるようなケースが基本津波であるんですかね。今のところはないように書いてあるんですけど、それがどうなるかというのが一つと、あと気になるのは、この地図がいろいろな配慮があって、ふわっと書いてあると思うのですが、揺れも5強のところと5弱のところ

重要施設が入っているのか入っていないのかが、ちょっとこのホームページ上の地図ではわからないので、その辺りもたぶん必要ですね。道路、一応海岸通りは、みたいなお話もあったのですが、揺れの想定とも重ね合わせて、この施設は使えるのか、使えないのかみたいなこともきっとシミュレーションにしていく段階では必要なのかなというのがまず1段目の感想というところです。それはお時間がある限り続けていったり、財源が確保できるように精緻な計算を進めていったらいいのかなと思うところなのですが、その中で大きく一つ気になったのが、逃げてくることばかりになっていて、まず迎えには行かないのかということが一つなのです。もちろん向こうで原発が大変なことになっているのに、例えば民間のバス会社さんに迎えに行ってもらえるのかというのはあるのですが、たぶん向こうから来るのを待っていると、すごい距離なので、たぶん迎えに行かなくてはいけないのではないかと、それをどうしましょうかというのが一つと、それから迎えに行く行かないにかかわらずとしても、どこかにやはり拠点を設けておいて、そこまでとりあえず逃げてきなさい、そこからバスがありますとか、そこでちょっと整理し直して、例えば車4人のところに2人しか乗っていないのだったら、5人乗ってもらって逃げてもらおうかというような避難拠点みたいなものというのは設けないと、たぶん人数把握もできないし、結局延々道路が渋滞しているだけで全然物事が把握できなくてもいけないなというふうに思います。たぶん論点のところにスクリーニングポイントというがあるので、もしかするとそれを併用されようと思っているのかなと思ったのですが、話をお聞きしていると、どちらかというのだいぶこちら側まで逃げてきてからのイメージかなと思いますので、ぜひ広域避難のときは拠点がないとだめなのではないかというのが1番目に感じたところです。

○片桐委員長 ありがとうございます。何か検討状況としてお答えできることがあればお願いいたします。

○事務局 まず1点目の外力の整理ということなのですが、いま先生がご覧になられている県の被害想定といえますか、というのは平成7年から9年にかけて行ったもので、もうちょっと古いのかな。今回の震災の津波の高さだけを見た場合には、想定範囲内には収まっているというような状況ではあるのですが、いずれにせよ、ちょっと時間経っているということもございまして、いま予算編成過程の中でちょっと整理されると思うのですが、別途被害想定だとかもできればなど考えてはいるところです。ただちょっと時期的なところ、お金の話もございまして、現時点でなかなか確定的なことは申し上げられなくて恐縮なのですが、その中で今回の地震であれば津波がメインといえますか、揺れよりも津波ですので、どこまで浸水区

域が及ぶのか、当然地震動の方もそれと同じ形で連動させて考えなくてはいけないので、それもあわせておそらく1年では、業者から聞いている限りでは、1年では難しいということなのですが、時間をかけてでもやっていきたいと考えているところです。

2点目の避難拠点施設といいますか、経路をするような話というのはおっしゃる通りで、具体的にPTの中で議論があるわけではないので、個人的な話となって大変恐縮なのですが、一気に何10kmも離れたところまで避難させる、バスならバス、ヘリならヘリ何なりで避難させるのが効率的なのかどうかと考えた時には、おそらく一つのバスで100km走ってまた戻って、というのはあまりちょっと現実的ではないのかなということ、そこについては実際広域避難先、避難元、避難先の調整だとかも踏まえて、どこが経路ポイントとしていいのかというのは整理はする必要はあるのかなとは個人的には思っていますけれども、いずれにしろ、なかなかいろいろそれぞれ、いろいろなことがありますので、時間がかかるということで、機械的に大間であればむつのどこかに避難させて、そこから別の輸送手段でとか、機械的に計算することは可能なのかな、それが今後のイメージといいますか、いろいろ検討して行く中で一つのたたき台というか、一つの目安になるのかなとは考えているところです。

○田村委員 ありがとうございます。たぶん、きっと宿題があまりに難しく、30km逃げていくのは宿題的に難しいとなると、10kmまでに何分、20kmまでに何分、というふうな目標を立て方をするためにも、拠点で集約するかどうかはともかくとして、何か目標ポイントみたいなものがきつとないと、急ぐ気持ちもすごく遠い先だとなかなか気持ちも萎えますけど、そういう意味でもある程度ポイントがあったほうがいいのかということですので、ぜひよろしくお願いします。

それとすみません、青森のことが不勉強なのですが、この辺りは逃げられる感じなんですかね。2つの円から離れている、入っていない下北半島のいわゆる何て言えばいいんですかね、町で言うと、むつ市と佐井の左下みたいのところなんですけど。

○事務局 半島の先の脇野沢だとか、そちらのほうになるのですが、横置き資料の2ページをご覧くださいければと思うのですが、右側のカラー、緑とかオレンジとか赤とか茶色とかがあるところですけども、ぐるりと一番外側をまわってくる道路というのは冬期閉鎖されるところがある。そこが冬期通行できれば南まで来て、ただ、下のところは中には海岸線の本当の隣のところがありますので、この検討の中では、むつ湾内で大規模な津波が起こるといったことは考えていませんけれども、全く完全に大丈夫かと言われれば、そこまではたぶん言いきれないのだろうということです。

○片桐委員長 住民避難の物理的に避難にどれくらいの時間がかかるか、どういうリスクがあるか、ということを中心に整理をされていると思うのですが、先ほど田村先生がおっしゃった行政の立場からしたら、住民がどういう手段でどう逃げているにしても、ちゃんと状況がどうだ、どこに何人避難していただいているのかと確認しなくては次のステップに進めないのだと思うのですね。そういう意味で中継ポイントが必要なのか、その他のものが必要なのか、そういう視点での議論をしていただきたいというコメントかなというふうに思いますので、ぜひこれから次の議論のテーマにさせていただければと思います。

その他に何かございますでしょうか。久松先生。

○久松委員 この報告書は、原子力発電所の事故についてだけ考えてましたということになっているのですが、実際には再処理と濃縮施設があるのですけれども、これについては全く言及されていないのですが、その辺はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○事務局 まさにおっしゃる通りでございまして、ここでは一応発電所の事故、福島を想定したということでやっています。ここでの同じ円を描いて、どう避難させるかだとか、というような考え方といいますか、検討の進め方というようなものは、一定程度、他の再処理の施設だとかでも応用することは可能なのかなというふうには思っています、この場では半島の地理的な特性といいますか、を踏まえて、やはり陸路で避難することが難しいところでもありますので、それにちょっと特化させた形でしております。意図的に排除するとか、そういうようなものではございません。

○片桐委員長 よろしいでしょうか。

○久松委員 よく理解できるのですが、これだけ見ますと、なぜ入っていないのかという疑問が生じてしまいますので、なにかの形でどこかに触れられた方が、さきほど図らずもおっしゃられたように、意図的に排除したものではない。そこのところが、これだけ見ているとわからないですね。何か書くような形で、そういうこともあるのだけれど、今回については原発に特化してやるんです。と書いていただくと非常に誤解が生じないのではないかと思います。

○事務局 ありがとうございます。了解しました。

○片桐委員長 国の方でも今現在、原子力発電所の災害対応の枠組みとしてどうあるべきか、その次にサイクル施設についても検討が進められるだろうと思います。我々の検討も今の段階では、まず国の動向を横で見ながら、現地点で考えられることを整理していくということで、なおかつ今後見直しも行っていくということになっておりますので、そういう意味で先々は含まれるという理解をしておりますので、そういうことでよろしいですか。

他に何かございますか。かなり細かく整理をいただいていると思いますので、できれば、陸路が原則だけれども海、空では難しい、海、空を使うときには気象条件が難しい、いろんな条件が重なって結局どうやったらできるのというところに、ある程度やはり目標を持っておこなうてはいけないのかなと思いますので、定量的に全てを決めきれものではないと思いますので、その議論というものをきちんとしておかないと、いざというときに対応できないし、条件が変わったときに、じゃあ別の手法で考えるというところまで、きちんと意思決定できるような材料を日頃から整理するというのは大事だと思いますので、ぜひその辺もこの検討の中で進めていただければと思います。よろしければ資料の御説明と質疑が長くかかってしまいましたので、次の議題に移りたいと思います。

次は我々に付された一番重要なことだと思ってございますけれど、県の地域防災計画の原子力編を修正するにあたって、いろんな論点をこれまで議論して整理をいただいているわけですが、事務局から今の段階、どういうふうに整理しているかということと、参考資料で今日ご提示いただいておりますけれど、これまで各委員から出された意見に対して県としてこんな方向で考えていきたいというようなことで資料も出されておりますので、両方加味しながら質疑を後で受けたいと思いますので、まずは事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 資料4について説明したいと思います。これは前回の検討委員会における意見を踏まえまして整理したものでございます。情報伝達につきましては、情報伝達においては国、県、市町村それぞれの果たすべき役割、責任を明確にすることが必要であるとしてございます。情報を入手するためのルートの開発、万一の場合の代替ルート、窓口は必要であるというふうなことで整理してございます。

広域避難につきましては、広域避難は、地域コミュニティが壊れないような方法をとるべきである。それから避難元市町村と避難先市町村を予め計画等で特定しておく必要があるというふうなことで整理してございます。また、万一の事態における県の対応策を示すなど、避難計画を明確に県民に説明し、県民との信頼関係を構築する必要があるというふうなことで、コミュニケーションについての整理をしてございます。

災害時要援護者につきましては、原子力災害の場合は子どもの方の被害が大きいというふうなこと、それから病院や社会福祉施設等の入所者の避難を考慮すべきというふうなことで整理してございます。

SPEEDIにつきましては、情報の公開であるとか、SPEEDIの活用も含め検討するというふうなことで整理してございます。

モニタリングにつきましては、モニタリングは最低限、県が自前で把握できるような体制を整備する必要がある。それから、緊急時のモニタリング計画につきましては、住民の被ばく線量を優先するのか、或いはエリアを優先するのかといった優先順位を考慮したものとすべきであるというふうなことでございます。それから、避難者に対するモニタリングは、市町村職員ができる体制を構築することも検討すべきであるというふうなことで整理させていただいております。

その他、安全情報につきましては、安全情報の出し方についても整理すべきというふうなことで整理させていただきました。

これまでの1回、2回の論点整理でありますとか、主な意見等を踏まえまして、検討の方向性として先ほど委員長から御紹介のありましたように、参考3に取りまとめてございますので、御検討のほうよろしくお願ひしたいと思います。説明は以上でございます。

○片桐委員長 これは論点の項目については最初の段階から骨格としてこういう方向で議論しようということで御提示いただいて、その中身を少しずつ意見として皆さんにいただいたわけですけど、具体的にこれから地域防災計画に県として反映していくという時に、委員の先生方の御意見を踏まえて報告書を取りまとめていくこととなりますので、そのときに我々が関わって、こういう項目に対して、さらにキーワードだけではなくて、その枝葉として何が必要だということをきちんとお伝えをしないと、当委員会の役目を果たせないのかなというふうに思いますので、そういう視点で今御説明いただいた項目、あと参考資料で御提示いただいているような県としての考え方等も横目で見ながら、御質問等について、今後これが報告書のベースになっていくと理解でよろしいかと思っておりますので、御質疑いただければと思います。何か御意見があればお願ひいたします。田村委員、どうぞ。

○田村委員 たぶん気になるところが不幸にも大きな地震、津波が起こり、県内は被害が出ている。原発ももしかすると何かあったかもしれないとなった時の防災体制的にはどうなるのですかね。災対本部でやる、オフサイトセンターはどうする、みたいなのが結構現実の問題としてあるのかなと。新潟県は知事が、そんなもんオフサイトセンターに行けるかというので、

実は国と話してオフサイトセンターには別の人が行くというような、災害のいわゆる複合のときについてのいわゆる体制全体の整理もしているようなところがありますので、その辺りの整理もいるのかな。私ちょっと今地図を見ていたら、大間のオフサイトセンターがどこにあるのか見つけられなかったのですが、オフサイトセンターもこれはたぶんこの範囲内に入っていると、今後は変わっていくのでしょうか。私はその辺りの動きもよくわかっておりませんので、もしかしたらそれを睨んで整理をさせるのでもよいのかなというふうに思います。

○片桐委員長 はい、事務局。少なくとも大間はまだオフサイトセンターできてない。どうでしょうか。

○事務局 災害時、複合災害という形で起きた場合ということなのですが、災害という面では例えば2つ以上の災害が重なったときということですが、県の方はそれぞれ分かれて対策をとるということでは当然できませんので、対策本部としてはやはり一本というか、柱は一つですので、その中で原子力災害の部分とか、あとは津波、地震の部分というふうな役割分担がなされるのだろう。ですから、その時にはやはり当初単独の災害で想定したような人数の動員というのは多少難しくなるのかなという気はしています。ただ、具体的にそこまでまだ検討はしていない段階ですけど、イメージとしては、それぞれ単独で動くということではなくて、やはり県として一つの対応として動かざるを得ないだろうとは考えてございます。

○環境生活部長 オフサイトセンターに集まるのかということに関しては、やはり事態がどうなのかということになります。東通の原発の場合、オフサイトセンターは東通の村内で役場の近くになります。ここが使用できなくなったという事態だとすれば、代替のオフサイトセンターというのがもう少し南のほうにありますので、そこに集まる。そこでも使えないとなれば、やはりオフサイトセンターは機能しないということにはなるのかなと、福島と同じような感じかなとは思っています。いずれにしろ県の原子力防災本部というのは県庁内で機能できるという想定で考えています。

○片桐委員長 先ほどもちょっと、市町村の災害対策本部も含めてなのですが、やはりそれぞれがきちんと機能できないとだめだという認識がスタートラインだと思うので、オフサイトセンターに集まって、そこで情報を共有して意思決定をするんだという考え方としては間違っていないと思うのですが、青森の位置関係を考えたときに、物理的に現地に入れるかどうか、タイムラグも含めて、きちんと機能できるかどうか、それをまずきちんと考えた上で、災害対

策本部とオフサイトセンターがもし設置されて、そこに行けない場合の連携のあり方はどうだということについては、きちんとやはり別の仕組みを作っておかないと意味はなさないと思うのです。その辺は国も検討するという事で言っていますので、国の検討を待つというのも一つの手段ではあるのですが、やはり青森県であるからこそ、こういうことにきちんと着目しなくては行けませんということを整理した上で、国にはここまでお願いします、我々はここまでしますというところをきちんと提示をしないと、きっと最終的にこれで本当に成立できるのというふうな疑問が生じてしまう可能性もあるかと思っておりますので、できるだけそこはお願いをしたいなというふうに、ちょっと個人的な意見も入りましたけれど、というふうに感じました。

他に何かございますか。どうぞ。

○床次委員 資料4のモニタリングのところ、避難者に対するモニタリングは、市町村職員ができる体制を構築することも検討すべきというところで、参考の資料の4ページ目に県としての考え方が記載されていますが、ちょっと少し確かにそうなのですが、これだけではなくて、私が再三申し上げているのは、正しく言うと、避難者の安全確保のための避難経路のモニタリングは市町村職員又は避難誘導員ができる体制を構築することも検討すべき、こういった意味も含まれています。単にスクリーニングというだけではなくて、そういう意味ではそういった自治体の方とか、市町村、或いはもっと細かく町内会とか、グループが避難されるときにそういった放射線のモニタリングみたいなものをしっかりと勉強しておくというか、ということ訓練しておくことが必要ではないかと私から申し上げたところ。

○片桐委員長 事務局、何か今のご意見に対してご発言があれば。

○事務局 ただいまの御意見、きちんと踏まえていきたいと思っております。

○恒吉委員 道路のモニタリングとかというお話がございましたけれども、一般の方に対してモニタリング、道路のモニタリングとか、そういうところをモニタリングすることを手伝っていただくというところはちょっと難しいのではないかと思います。まず一般の住民の方にあっては、放射線或いは被ばくという観点、どういうものかということは普段からあまりご存じないようなところもあるかと思います。急遽そういうことをやっていただきたいといわれても、かなり難しいのではないかと。先生がおっしゃるように、職員の方の教育という点で普段からそういうモニタリングの方法とか、そういうものを教えておくということは重要だと思います。

○片桐委員長 私先ほど聞き逃してしまったのかもしれませんが、道路のモニタリングという話は。

○床次委員 道路といいますか、避難者と一緒に行かれる方、先ほど申しあげました浪江町の場合ですと線量の高いところに逃げていった。測定器のない状態でそちらに向かっていったわけですから、もしそれが測定器があれば、そこが高いということもわかっていましたし、それが一時避難所にはならなかったというふうに、そういうふうなことです。

○片桐委員長 事務局でその辺のことを考えれば。

○事務局 それは先ほども御意見をいただきましたけれども、避難をする際の途上での線量をきちんと把握したうえで行くという意味で、例えば市町村の職員が乗るのであれば市町村の職員について、それなりの教育なりをしてほしいということと受け止めてございまして、それでよろしいでしょうか。

○片桐委員長 はい、わかりました。事務局としてそういうことを頭において今後検討を深めていただければと思います。

その他に何か御質問があれば。どうぞ、恒吉委員。

○恒吉委員 先ほどの複合災害にちょっとこだわっているのですが、この地域防災計画の原子力編の中で、例えば広域避難は集落が壊れないような方法を考えるべきというようなことがございます。例えば橋が壊れたとか、コミュニティセンターが壊れたとか、そういったところがあるかと思います。複合災害を取り入れるということであれば、やはり検討の手法としてBCPとかそういったもの取り入れたような検討も考えていかれた方がいいのではないのかなと考えます。

それから、委員長もおっしゃいましたが、国に対しての責任というところがあると思います。先ほどのオフサイトセンターの取扱いとか、どこにオフサイトセンターを構えたらいいのかとか、というところに専ら国の方で検討されているところなのではないのかなと思います。

それとあとSPEEDIについての情報の公開、こういったようなことについても、今回の福島の事故においては当初のSPEEDIの計算結果というのは公表されなかったわけでございますけれども、こういったものについては、国が十分に検討すべき事項でございますので、

国の方にもお願いしていくというような御趣旨を盛り込まれたほうがいいのではないのでしょうか。

○片桐委員長 今のご質問は2点あったと思います。1点目は施設、避難所等の施設が利用できないような状態を想定する、それはBCPという言葉が使われましたが、業務継続計画のことと思いますので、そういうことをきちんと念頭において整理をされるべきでしょうというのが1点と、2つ目は国へ要望していくというような項目、いくつかオフサイトセンターの対応のあり方であるとか、SPEEDIの活用のあり方とか、2点があるということでしたので、それぞれ今の整理状況、今後どうしていくお考えだということを御紹介いただければと思います。

○事務局 まずオフサイトセンターとかSPEEDIですけれども、オフサイトセンターにつきましては、確かに国の方でもこれからそのあり方とかについて検討なされるということですから、県としてもやはりオフサイトセンターはどうあるべきなのかということ独自に検討を加えたいと思います。

SPEEDIにつきましては、やはりどういうふうにして、国のほうで位置付けもまだきちんと決めていないような状況もございますけれども、我々としてはSPEEDIも、例えばUPZの中では実測で判断するとは言っていますが、本当にその実測で速やかにデータが取れるのかどうかということもございますので、やはりそこはSPEEDIもあわせてツールとしてはやはり持っておく必要があるのではないかと私は思っております。

複合災害の話がございましたけれども、やはり我々最初から複合災害を想定した計画をまずは作るというよりは、まず基本的には原子力災害についてどう対応するか、そこからスタートして、例えば複合災害が起きたときに、例えば人が集まらないとか、動員計画とか、施設が壊れてしまった時とか、そういうようなところが出てくるかとは思いますが、そこはまずは基本的には原子力災害が単独であった場合はこういうふうなことでやるよ、その後例えばそれぞれ何か、例えば施設が使えない、人が集まらない場合もあり得るだろうということでもって何かそれに対する対応策みたいなものは検討してはいきたいと思っておりますけれども、予め複合災害でどれだけの障害があるかというのは想定できませんので、基本的には原子力災害を念頭に置いた計画をたてておく。ただ、それで十分にいつでも対応できるかというふうな考えは持たず、何かツールがなくなったときとか、施設がなくなったときの障害の二次的なものも何か対応は常に考えておくようにしたいと思っております。

○恒吉委員 今回一番困ったのは、モニタリング情報が出てこなかったというのが非常に困りました。モニタリングステーションが壊れまして、ということで情報があがってこなかったというのがございます。そういった観点で、私の知る限りにおきましては、過去に地震の経験がある新潟県さんの田村先生がお見えになってはいますが、新潟県さんの環境モニタリングというお考えは非常に立派な考えを持って、地震とかそういったものに対しても検討されているようでございますので、何かありましたら新潟県さん、御紹介されたらよろしいかと思えます。

○田村委員 紹介します

○事務局 はい、ありがとうございます。

○片桐委員長 じゃあぜひ参考情報をいただければと思います。

私が感じたことを申し上げますと、それぞれの項目をもっと枝葉の部分に肉付けしていかなくてはいけないと思うのですが、SPEED Iに関してはすごく簡単にしか書いていなくて、情報の公開とかSPEED Iの活用を検討すると、これはこの通りかなと思うので、おそらく事務局としてはどういう方向で利用、もしくは公開していったらいいのかということをもっと先生方からいろんな注意点なり、今後の立脚すべきベースのところをお聞きになりたいのかなと思いますので、何かこのSPEED Iという項目に関して先生方の御意見があれば参考になるかなと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。特に前回SPEED Iに関して何回か議論があったように議事録にも書かれていて、私はいなくて申し訳なかったのですが、どうぞ、久松先生。

○久松委員 参考の3に書かれていますが、SPEED Iについては前回意見がでまして、そのときの話では、とにかくSPEED I情報を全部、右から左へ出すのは不安だろうという意見は、有効に活用しないといけないのだけれど、非常に福島の場合はソースタームがなくなってしまうので、極めて活用が難しかったという点があると。それを踏まえますと、ここにはさらりと書いてあるんですけども、情報の公開につきましても、全てが全て計算ができたからといってそのまま発表するというわけではなくて、適宜専門家の意見を踏まえつつ聞きながら発表していく、或いは活用していくということの方向性を出していただいているのかなと思います。ただ、非常にあっさりしていると言えればあっさりしていますので、このところをもう少し肉付けをされて、検討するのですから、2回目の議論を踏まえた形にはなってい

るのですが、委員長のおっしゃるように、多少あっさりすぎるところもあるかもしれませんが、もう少し肉付けがあれば確かにありがたいと思います。

○片桐委員長 私の言い方が悪かったのですが、これは論点の整理ですので、あまりこれに何重にも書いてほしいということではなくて、県として参考資料の方でも書かれているところがあって、これ以外にさらに注目しなくてはいけないものがあるかどうか、そういうことでちょっと申し上げたわけです。今、久松委員からお話があったようなことは、前回の議論にもありましたし、どうあるべきかということに対しての県の整理として当然情報の提供というのは、情報伝達の部分と同じでして、結果的には住民に安心をいただいたうえで避難をしていただくということが大前提だと思いますので、むやみに今の状況のような、何でも全て情報公開、全てテクニカルチームも解説もなしに出していくような姿がいいかどうかといったそれは別で、きちんと咀嚼して出すということが必要なのかなと思います。モニタリングの情報もあわせて考えられるので、その辺が今後報告書として整理された時に、どういう視点でこれらの情報を活用、もしくは伝達していくのかということがきちんと盛り込まれればよろしいかと思っておりますので、ぜひそういうドラフトを作られる時に、そういうところに注意をして整理をいただければよろしいかと思っております。

他に何かございますでしょうか。どうぞ、田村委員。

○田村委員 まず、広域避難の点で一点と要援護者のところで一点、先ほどと同じことをたぶん繰り返しているのかもしれないですけど、広域避難のたぶん避難体制の全体の絵みたいなものをぜひ書くといいのではないかと、先ほども迎えに行かないのですかと申し上げたのですが、避難拠点みたいなもの、それから今見ますと、下北地域県民局、県の県民局がむつの港湾におありになって、たぶん青森とはだいぶ離れているようですので、ここを例えば何か役割を担ってもらえるのかというような全体的な体制みたいなものを少しやられると、広域避難も市町村にお願いするだけではなく、こういうことをするのですよということが市町村の方にもわかりやすいのではないかとということが1つ、それからもう1つ、災害時要援護者のほうにも係わるのですが、今日はご専門の先生がいらっやっていないのでぜひ聞いておいて下さいというところなのですが、やはり薬の配布が遅れたみたいなことが課題になっているので、私はいつお薬を誰に渡せばいいのかという知識は全くないのですが、課題になっている以上、ヨウ素剤とかをどうするかということについても広域避難並びに要援護者、特に子どもさんのところについては配るタイミングみたいなものを考えておく必要があるのではないかとこのところが一つ、それから広域避難のところでもう一点、やはり今日のこの発表をお聞きして思うこと

は、冬の夜だと逃げるのは難しいという結論なのかなというのが正直なところなのですね。そうすると、次の日の朝逃げるかどうかという判断は、たぶんここにあるような避難の決定というところでおやりになるからお願いしようというふうに思うのですが、やはり数時間もし逃げられなかったとして、シェルターインプレイスという考え方があって、その場でじっとしているための最善の方法というのがあると思うのですね。もし家から出られないけど危険区域になってしまった時に、どうすればいいのかということについても、住民啓発の中でも周知していく方が、例えばどこかわからないですけど村にそういう場所があって、そこに避難した方がいいのか、目張りした方がいいのか、それともお家の中にいていただく方がいいのかみたいなことについても、すぐに回答が出なくても方針を示さないと県民は不安になるのではないのでしょうかというようなところを感じた次第です。毒物とかはよくいろいろと指針が出たりしています。放射能についてはどうなのかということもお調べいただいて検討いただければというところでは。

○片桐委員長 今のご指摘、ごもっともだと思います。広域避難の中で、先ほどお話しがあったような拠点の設置についての考えはどうだろうかとか、体制として明確化しておく必要があるのだろうか、最後のお話しについては、当然リスク管理上は避難をすることによって、それを強行することによって、新たに危険がまた増すということに対しての配慮というのは絶対に不可欠だというふうに思いますので、その時にどういう対処ができるのか、屋内退避も選択肢も一つでしょうし、やはり意思決定をする者は、結構シビアな状況におかれるはずなのですね。それをくみ上げる側は、ちゃんとそういうことも想定して考えておかないと、やはりこの計画にはならないので、それは災害対策本部なりオフサイトセンターの責任だと、特に避難という住民に対応するところについては県の役割というのはすごく大事で大きいというふうに思いますので、今のような考え方を忘れないようにしてほしいということは注意事項ということで、後で報告書をまとめていただくときに書いていただければというふうに思います。

他に何かございますですか。よろしいでしょうか。予定している時間に近いのですが、今お話しをお伺いして、だいたいこれまでの、今日も含めて3回の議論で方向性として見えてきているのかなと思いますので、次回はおそらく今後これがベースになっていきますよというこの委員会の報告書のドラフトなるものも提示いただけるかなと思います。今日のスタートの時に私からもお話しをさせていただきましたけれど、当初の計画で広域化、長期化というようなことに対しても検討するんだということが検討項目だったわけですが、特に長期化の対応に関しては、福島はこの対応のように、これから何十年という単位のことを検討するかということは別として、少なくとも事後処理、事後対策なしでどうするのかということは今までどこの自

治体もそうですけど、項目はやらなくてはいけないよねということは出てくるのですが、じゃあそれを具体的にどうするのか、何が課題だろうと認識すべきなのかということがあまり曖昧だったように感じられますので、今ちょっと私が事例としてお出ししましたけれど、特に長期化、広域化も含めて結構ですけど、この委員会が終わって次回になるまでの間に、事務局からも相談をいただいて、何か注意すべき点、今後これはやはり残しておかなくてはなりませんねというようなところは個別に意見として出していただいて、それを含めて最終的な報告書になっていくというふうにしていった方がよろしいと思いますので、ぜひ各委員の先生方、今日欠席の先生方にも御連絡いただいて意見をいただければと思います。

それでは全体として今日の議論は活発な御意見をいただきましたので、事務局として今後整理するときに大変な部分もあると思うのですが、今日の議論はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○司会 以上をもちまして、第3回青森県原子力防災対策検討委員会を閉会いたします。なお、次回の開催につきましては、委員の皆さまと日程調整のうえ、後日事務局から御連絡申し上げます。本日は誠にありがとうございました。